

# 学会記事

## 本部会議（規約13条6項） 開催報告

- 第143回 令和4年12月4日（日）  
第144回 令和5年1月29日（日）  
第145回 令和5年3月18日（土）  
第146回 令和5年4月9日（日）

## 学会運営会議（規約13条2項） 開催報告

- 第1回 令和5年3月26日（日）

## 各地区研究会開催報告

### 【関東地区】

- 第476回 令和4年10月14日（金）  
①報告者 青柳達朗会員  
報告題名 租税確定手続・争訴における  
アカウントビリティとしての説明責任  
第477回 令和4年11月11日（金）  
①報告者 竹内茂樹会員  
報告題名 取引の否認と移転価格税制—  
「最高裁令和4年4月21日第一小法廷  
判決」の背後に潜む課題  
第478回 令和4年12月9日（金）  
①報告者 酒井克彦会員  
報告題名 成人向け租税リテラシー教育  
の必要性和課題  
第479回 令和5年1月27日（金）

- ①報告者 谷口智紀会員  
報告題名 経済のデジタル化と所得・消  
費課税等—シェアリングエコノミーに  
おける提供者の課税問題を中心に

- 第480回 令和5年2月10日（金）

- ①報告者 泉 絢也会員  
報告題名 暗号資産等のトークンの移転  
と課税—ブロックチェーン・スマート  
コントラクトを利用したDeFi取引を中  
心に

### 【中部地区】

- 第531回 令和4年10月8日（土）

- ①報告者 飯島寛久会員  
報告題名 ギャンブル課税に関する若干  
の考察—いわゆる馬券訴訟を題材とし  
て—

- ②報告者 奥谷 健会員（中四国地区）  
報告題名 資力喪失による債務免除と源  
泉徴収義務

- 第532回 令和4年11月12日（土）

- ①報告者 堀田朋宏会員  
報告題名 最高裁第三小法廷令和2年3  
月24日判決（固定資産税等の過大な税  
額決定にかかる損害賠償請求権の除斥  
期間の起算点が問題となった事例）

- ②報告者 野一色直人会員（関西地区）  
報告題名 適格請求書の意義の再検討

- 第533回 令和4年12月10日（土）

- ①報告者 林 隆一会員  
報告題名 匿名組合の課税について  
②報告者 木山泰嗣会員（関東地区）  
報告題名 一時所得の要件論—東京地裁

令和3年判決を素材に検討する偶発性要件の要否

第534回 令和5年1月14日(土)

①報告者 伊川正樹会員  
報告題名 取引相場のない自己株式の低額譲渡に係る課税問題

②報告者 田中 治会員(関西地区)  
報告題名 「給与等」該当性をめぐる近時の紛争例

第535回 令和5年2月11日(土)

①報告者 森田辰彦会員  
報告題名 税法における公平観

②報告者 増田英敏会員(関東地区)  
報告題名 相続財産の時価評価をめぐる問題 最高裁令和4年4月19日判決の意義と問題点

#### 【関西地区】

第546回 令和4年10月22日(土)

①報告者 山本尚平会員  
報告題名 判例評釈—国税通則法74条の10に係る無予告調査につき手続上の違法はないとされた事例(東京地判令和3年10月6日)

②報告者 沈 恬恬会員  
報告題名 国民健康保険における減免条項についての一考察

第547回 令和4年11月19日(土)

①報告者 松井淑子会員  
報告題名 相続税法13条 債務控除のあり方

②報告者 原田裕彦会員  
報告題名 最判令和3年6月24日民集75巻7号3214頁の検討及びその救済法について

第548回 令和4年12月17日(土)

①報告者 壺見晴彦会員

報告題名 電子帳簿はシャープ勧告を越えられるか

②報告者 濱田 洋会員

報告題名 不動産取得税における「取得」の変遷に関して

第549回 令和5年1月21日(土)

①報告者 住永佳奈会員  
報告題名 租税法における人体パーツの取扱いについての序論的考察

②報告者 野一色直人会員  
報告題名 税務のデジタル化と納税者の権利保護

第550回 令和5年3月25日(土)

①報告者 安井栄二会員  
報告題名 法人税法における繰越欠損金の濫用防止規程の日独比較

②報告者 河野良介会員  
報告題名 タックス・ヘイブン対策税制再考—納税者の権利保護の観点からの一考察

#### 【中四国地区】

第226回 令和4年12月3日(土)

①報告者 横井里保会員  
報告題名 相続財産の時価評価と平等原則—最高裁令和4年4月19日判決を素材として

第227回 令和5年3月21日(火)

①報告者 横井里保会員  
報告題名 相続財産の時価評価と平等原則—最高裁令和4年4月19日判決を素材として(再)

#### 【九州地区】

第434回 令和4年10月1日(土)

①報告者 福岡耕二会員  
報告題名 (耳学問) 税理士がした第三

者委員会調査報告

第435回 令和4年11月5日(土)

①報告者 宮谷俊胤会員

報告題名 はじめて税務訴訟に関与した  
事例 特報「サラリーマン税金訴訟大  
法廷判決」

第436回 令和4年12月3日(土)

①報告者 山崎広道会員

報告題名 租税公平主義の意義と裁判例

第437回 令和5年1月7日(土)

①報告者 岩武一郎会員

報告題名 財産評価と租税回避

②報告者 山本洋一郎会員

報告題名 税務調査の実務上の問題点

第438回 令和5年2月4日(土)

①報告者 岩武一郎会員

報告題名 財産評価と租税回避(査読)

【沖縄地区】

第41回 令和4年12月17日(土)

①報告者 井上むつき会員

報告題名 親子間の使用貸借契約に係る  
土地から発生した不動産所得(駐車場  
収入)の帰属

大阪地裁令和3年4月22日判決(TAINS  
Z888-2363)

大阪高裁令和4年7月20日判決(TAINS  
Z888-2426)

---

## 第113回大会・総会開催案内

---

◆日時

【第1日目】

令和5年6月24日(土)

13:30~17:20

【第2日目】

令和5年6月25日(日)

10:00~16:10

◆会場

北海道大学 札幌キャンパス

文系共同講義棟2階8番教室講義室

〒060-0809

北海道札幌市北区北9条西7丁目

※オンライン(Zoom)とのハイブリッド開催  
といたします。

---

## 日本税法学会規約

---

### 1 総則

(名称)

第1条 本会は、日本税法学会(Japan Tax  
Jurisprudence Association)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、京都市左京区高野  
竹屋町30番地に置く。

### 2 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、税法学の研究及びその研究  
者相互の協力を促進し、併せて内外の学会  
及び諸団体との連絡を図ることを目的とす  
る。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため  
次の事業を行う。

- 1 研究大会及び地区研究会並びに講演会  
の開催
- 2 機関誌その他図書の刊行
- 3 政府その他への建議
- 4 前3号に掲げるもののほか、理事会が

適当と認める事業

- 2 研究大会は、毎年6月に開催するものとする。ただし、災害等のやむを得ない事由があるときは、この限りでない。
- 3 地区研究会の開催については各地区で定めるものとする。

### 3 会 員

(会員資格)

第5条 会員となることができる者は、税法を研究する者、又は税法学に関連する研究に従事する者に限る。

(入会及び退会)

第6条 会員になろうとする者は、会員の紹介により入会を書面で申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、総会の定めるところに従い、入会金を納めるものとする。
- 3 退会しようとする者は、その旨を書面で届け出るものとする。

(会 費)

第7条 会員は、第18条第1項に規定する会員の通常総会（以下この規約において「通常総会」という。）の定めるところに従い、毎年9月30日までに会費を納めるものとする。

- 2 会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

(名誉会員)

第8条 理事会は、会員中より名誉会員を推薦することができる。

(賛助会員)

第9条 本会の事業を後援しようとするものは、理事会の定めるところに従い、毎年会費を納入し、賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、議決権を有しないが、総会及び研究会に出席し発言することができる。

### 4 機 関

(役 員)

第10条 本会に、役員として理事と監事を置く。

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事は各地区の総務委員、研究委員及び組織委員とする。
- 4 理事のうち各地区の総務委員長及び総務副委員長、研究委員長及び研究副委員長並びに組織委員長及び組織副委員長を常務理事とする。

5 理事のうち若干名を本部役員とする。

6 理事以外の会員のうち2名を監事とする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、各地区の推薦に基づき通常総会においてこれを選任する。

2 理事長は、理事会においてこれを互選する。

3 常務理事は、各地区の推薦に基づき理事会においてこれを選任する。

4 本部役員は、理事長が指名により選任する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、役員選任がされた通常総会の翌日から起算し、2年とする。

ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残存期間とする。

(理事長)

第13条 理事長は、本会を代表し、総会及び理事会を招集し、会務を統括し、本会全体の会務（以下この規約において「本部会務」という。）を執行する。

2 理事長は、本部会務のうち総会及び理事会に附議すべき事項に関する原案の作成等の会務の執行に当たり、学会運営会議の議

を経るものとする。

- 3 前項に規定する学会運営会議は、理事長と常務理事のうち各地区から1名又は2名ずつ推薦された地区代表常務理事で組織し、理事長がこれを主宰する。
- 4 理事長は、本部役員のうち1名を指名して、第2項に規定する会務以外の本部会務のうち本会全体の会計（以下この規約において「本部会計」という。）を当該本部役員に所掌させなければならない。
- 5 理事長は、第2項及び前項に規定する会務以外の本部会務の執行を本部役員に分掌させることができる。
- 6 第4項及び前項に規定する場合において、理事長は、本部会務の執行について協議する必要があると認めるときは、本部会議を招集することができる。
- 7 前項に規定する本部会議は、理事長と本部役員で組織し、理事長がこれを主宰する。
- 8 理事長に故障があるときは、理事長の指名した常務理事がその職務を代行する。

(常務理事)

第14条 常務理事は、各地区の会務（以下この規約において「地区会務」という。）を分掌する。

(理事)

第15条 理事は、理事会を組織し、本部会務に係る事項のうち重要な事項を審議する。

- 2 理事は、所属する地区において、常務理事の求めにより地区会務に係る事項を協議する。

(監事)

第16条 監事は、本部会計及び本部会務の執行の状況を監査する。

- 2 監事は、理事長が必要と認めるときは、理事会に出席するものとする。この場合において、理事会は役員会と称する。

(顧問)

第17条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、会員のうちから、理事会がこれを選任し、委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の諮問に応ずる。

(総会)

第18条 理事長は、第4条第2項に従い毎年6月に開催される研究大会に合わせて、会員の通常総会を招集しなければならない。

ただし、災害等のやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

- 2 理事長は、必要があると認めるとき、又は総会員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、臨時総会を招集しなければならない。

- 3 理事長は、総会に附議すべき事項、会場及び期日を予め会員に通知しなければならない。

(議決権)

第19条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。

- 2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

## 5 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(予算及び決算)

第21条 理事長は、毎会計年度の予算を作成し、理事会及び総会の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、翌会計年度の通常総会の前日の理事会及び通常総会において決算報告を

し、その承認を得なければならない。

## 6 規約の変更

(規約の変更)

第22条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ、これを変更することができない。

究内容を含む論考（数式的処理による論述等）が対象となる場合は、編集委員会の議を経て、理事長名で、当該専門分野の適切な専門家による評価を依頼し、これにより掲載の可否等につき決定するものとします。

---

## 学会入会申込要領

---

- ◇ 入会希望者は、学会事務所への請求により又は学会ホームページ（<https://zeihogakkai.com/>）から入会申込書を入手することができます。所定の事項を記載の上、学会事務所までご提出下さい。
- ◇ 入会申込書の提出後、次の理事会（年1回開催）で審査を受け、入会を承認されたときは、学会事務所より、郵便振替用紙を送りますから、その上で入会金及び会費を、ご送金下さい。
- ◇ 入会金 2,000円  
会費（年額） 10,000円
- ◇ 学会の総会並びに大会は、毎年1回開催します。北海道・東北、関東、中部、関西、中四国、及び九州地区においては、年数回～10回程度研究会を開催します。
- ◇ 機関誌「税法学」を年2回（5月及び11月）発行し、会員に無料で配付します。
- ◇ 大学学部在學生は、入会を認めません。
- ◇ 機関誌「税法学」は、編集委員会（各地区研究委員長及び理事長の指名した者）の下、原則として、各地区研究会での報告及び各地区研究委員長等の審査を経て発行される査読誌です。

なお、論文等の査読において、その一部に、法律学的な学問分野に限定されない研

---

## 学会事務所所在地

---

〒606-8104 京都市左京区高野竹屋町30  
日本税法学会  
TEL/FAX 075-711-7711  
郵便振替口座 01050-3-20422  
<https://zeihogakkai.com/>